

[ ] 地区計画の区域内における行為の届出書

年 月 日

(あて先) 富 士 市 長

届出者 住所

氏名

都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき、

- 土地の区画形質の変更
- 建築物の建築又は工作物の建設
- 建築物等の用途の変更
- 建築物等の形態又は意匠の変更

について、下記により届け出ます。

記

- 1 行為の場所
- 2 地区の区分及び用途地域
- 3 行為の着手予定日 年 月 日
- 4 行為の完了予定日 年 月 日
- 5 設計又は施行方法

(1) 土地の区画形質の変更		区域の面積		m <sup>2</sup>	
(2) 建築物の建築又は工作物の建設の概要	(イ) 行為の種別(建築物の建築・工作物の建設) (新築・改築・増築・移転)				
	(ロ)		届出部分	届出以外の部分	合計
		(1) 敷地面積			m <sup>2</sup>
		(2) 建築又は建設面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
		(3) 延べ面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
		(4) 建蔽率・容積率	%		%
		(5) 高さ 地盤面から m	(6) 用途		
	(7) 盛土 道路面から m	(8) かき又はさくの構造			
(3) 建築物等の用途の変更	(イ) 変更部分の延べ面積		(ロ) 変更前の用途		(ハ) 変更後の用途
(4) 建築物等の形態又は意匠の変更		変更の内容			

- 備考
- 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
  - 2 建築物等の用途の変更について変更部分が二以上あるときは、各部分ごとに記載すること。
  - 3 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。
  - 4 同一の土地の区画について2以上の種類の行為を行おうとするときは、一の届出書によることができる。